

# 国民年金だより



## ◆年金生活者支援給付金制度 がはじまりました

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給されるものです。

送付された請求書の表面に見込額(月額)と支給される給付金の種別が記載されています。年金生活者支援給付金のお支払いは、原則、2か月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途支払われます。

(例) 4月分と5月分は6月中旬に振り込まれます。  
(年金の支払日と同日)

### 【対象となる方】

次の①又は②の条件を満たす方が対象です。

① 65歳以上の老齢基礎年金を受給されている方で、世帯員全員が町民税が非課税となっており、前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万1,200円以下である方。

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約472万1,000円以下である方。

### 【請求手続】

現に年金生活者支援給付金を受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、一度給付金を受け取れなくなった方が、その後、再び支給要件を満たしたことにより給付金の支給を受けようとする

場合は、あらためて認定請求の手続きが必要となります。

※年金生活者支援給付金については、前年の所得情報等に基づき、毎年度、支給要件に該当しているかどうか判定し、支給決定が行われています。

基礎年金を受給されている方で、令和3年分の所得額が低下したと等により、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方へ、簡易な請求書(はがき型)を

令和4年9月1日から順次送付されています。同封のがき(年金生活者支援給付請求書)に提出年月日、氏名、電話番号を記入し、速やかに返送、もしくは役場住民課戸籍年金医療グループに提出してください。

また、支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は、「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

## ◆日本年金機構を装った不審なメールにご注意ください

日本年金機構のロゴマークを使用し、日本年金機構年金払管理局、払戻金部門等、日本年金機構に存在しない部署の名前を騙り、年金の残金を振り込む名目で、名前や口座番号等の情報を返信せようとするメール等が確認されています。日本年金機構では、メールアドレス等を尋ねることはありませんのでご注意ください。



### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話 26-9026  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話 0166-72-5002  
全国共通予約専用受付ダイヤル  
電話 0570-05-4890